

ご案内

定期預金通帳・自動つみたて定期預金通帳・目的つみたて定期預金通帳を、百十四総合口座取引にご使用になる場合には、それぞれの通帳に所定のシールを貼ります。この場合には、総合口座取引規定に次の規定が追加されます。

総合口座追加規定

1. 総合口座定期預金・担保明細帳（以下「明細帳」といいます。）には百十四総合口座の定期預金・担保明細を記載します。
2. 総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、総合口座通帳のほか、明細帳を含むものとします。
3. 総合口座取引の定期預金等を解約・書替継続するときは、それぞれ明細帳を提出してください。また、普通預金口座を解約する場合には、総合口座通帳のほか、明細帳も持参してください。